

「いじめ防止基本方針」

(平成 30 年度版)

仙台市立小松島小学校

仙台市立小松島小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、仙台市立小松島小学校（以下「本校」という。）では、これまでも、いじめは決して許されない行為であること、いじめはすべての児童に起こりうる、との認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきた。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第12条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立小松島小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 基本的考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に教職員一丸となって取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉（法第3条より）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

〈いじめの定義〉（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の定義を踏まえ、いじめはどの児童にも起こりうる、との認識を持って対応にあたる。

(3) いじめの防止等に関する基本的考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次の点に留意して、いじめの防止等のために、学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

① いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは命に関わる問題」という認識の共通理解であると考える。

そこで本校では、真の意味での仲間集団作りや「いじめをしない・させない・許さない」という心の育成、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けることを通して、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要であると見え、開発的・予防的な取組を続けてきた。

学校だより等によって、いじめの問題についての保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携して、いじめの防止等に取り組んでいくことが重要である。

また、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある児童がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

② いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が次のように早期発見に努めることが必要である。

- ・ 児童の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにするとともに、いじめの認知を正確に行う。
- ・ 日頃から、児童や保護者が相談しやすい体制を作り、積極的な周知を図る。
- ・ 全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、本校独自の全児童アンケート調査を年3回実施したり、全学年での面談による教育相談などを計画的に実施したりして、いじめの早期発見にあたる。
- ・ いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりを行う。

③ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合の対応は、次の点に留意する。

- ・ 特定の教職員のみで対応しない。
- ・ 学年主任、生徒指導主任、教育相談担当教諭、教頭を通じて校長へ報告する。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」により情報を共有し、学校としての組織的な対応を行う。
また、いじめられた児童、及びいじめた児童への対応は、特に次に掲げる点に留意する。
- ・ いじめられた児童に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童の心の安定を図りながら、いじめの事実と本人及び保護者の意向を確認する。
- ・ いじめた児童には、いじめられた児童の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。いじめた児童の気持ちにも寄り添いながら内省を深める。
- ・ いじめの聞き取り調査後の解決に向けた対応プランについて、保護者(加害者、被害者)の同意を得る。

- ・ 解決に向けて行った指導内容については、保護者（加害者、被害者）へ報告し、今後の見守り体制や再発防止策等を提示する。
- ・ いじめ解決後も、十分な心のケアを行う。

④ 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには、学校内外において次のような取組が必要である。

- ・ いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携をとる。
- ・ いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童（生徒）の生命を大切にす
る心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、本校の故郷復興プロジェクトに
よる取組、地域との共催による事業の実施にも取り組む。

⑤ 関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要であ
る。特に本校においては、小松島交番、小松島児童館、仙台市児童相談所や近隣の市民セン
ターなどとの協力・連絡体制をとって、取り組みを進めていく。

3 いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

① 小松島小学校いじめ防止対策委員会（いじめ防止のための組織）

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、
「小松島小学校いじめ防止対策委員会」（以下「本校対策委員会」という。）を設置する。

< 本校対策委員会の構成 >

- ・ 校長 ・ 教頭 ・ 教務主任 ・ 生徒指導主任 ・ いじめ防止担当 ・ 不登校対策担当
- ・ 教育相談担当 ・ 該当学年主任 ・ 該当学級担任 ・ 特別支援教育コーディネーター
- ・ 養護教諭 ・ スクールカウンセラー

（具体的には、校長が実情に応じて、毎年度、委員を任命する。）

なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者・児童相談所職員
や施設職員等の出席を求めることができる。

< 本校対策委員会の所掌事項 >

- ・ 学校基本方針に基づく実施計画，マニュアル，チェックリスト等の作成又は承認
- ・ いじめ防止対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認，実施結果の点検・評価
- ・ いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- ・ いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査，対応や指導等の方針決定など）
- ・ その他いじめの防止等に関する重要事項

② 小松島小学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体と
なった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「小松島小学校いじめ防止対策委

員会」を母体にし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「小松島小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「小松島小学校いじめ調査委員会設置要項」を定めておき、対象事案が発生した場合には、委員を任命し、迅速に対応する。

(2) いじめの防止等に関する取組

① いじめの防止のための取組

《学級指導クラス作り》

- ・ 例年5月の「いじめ防止きずなキャンペーン」期間中、児童会活動の一環としていじめの定義を知らせるとともに、「ふわふわ・ちくちく言葉」に関する取組など自主的な活動を支援する。
- ・ 「道徳」や「総合的な学習の時間」の年間指導計画に「いのち・人格の尊重」など、いじめに向かわない心の育成に関する取組を位置付ける。
- ・ 各学級等で児童とのふれあいの機会をより多く持ち、日常の観察のもとに児童の心理的身体的変化を的確に把握できるよう努める。

《校内体制》

- ・ 組織的な対応を図るため、指導方針を確認する。
- ・ 必要に応じて、関係児童の「居場所」作りを進める。
- ・ 関係児童との約束作り・約束の厳守について、職員間で共通理解を図る。
- ・ 全校的な見守り体制を作る。

《その他》

- ・ いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめの防止等に関する学校の取組状況などについて、学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ周知する。
- ・ いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会（インターネット・SNS 関連のいじめに関する研修など）に積極的に参加する。

② いじめの早期発見のための取組

- ・ いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童、保護者等に周知を図る。

| | | |
|---------------|---|---|
| 児童からの相談 | = | 担任、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員 |
| 保護者、地域住民からの相談 | = | 担任、教頭、教育相談担当、生徒指導担当、いじめ対策担当、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー |

- ・ いじめ実態把握調査他、全児童対象の本校独自のアンケート調査を必要に応じて実施する。
- ・ いじめを含む学校生活上の不安や課題などの把握のため、定期的に児童及び保護者との面談をする。
- ・ いじめの情報を把握した場合の情報の集約化、いじめの発見・把握のための注意事項な

ど、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。仙台市が作成した「学校でのチェックポイント」を全教職員が共有する。

③ いじめに対処するための取組

- ・ 事実確認の調査，その後の対応，改善指導など，本校としてのいじめに対する対処にあたっては，本校対策委員会を中心に，適切に対応する。
- ・ 本校対策委員会の要請の下，ケース会を開き，解決方針の修正など，柔軟かつ適切に対応する。
- ・ 聞き取りシートを含めたいじめ事案報告を作成し，校内での情報共有を図る。転校や進学にあたっては，個人情報にも留意しながら，適切な引継ぎに努める。
- ・ 全職員がいじめ事案に対して迅速かつ組織的に対応するため，「いじめ対策ハンドブック」を活用し，いじめに関する認知力を高める校内研修を行う。

④ 地域や家庭と連携するための取組

- ・ P T Aとの共催により，いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。特に，インターネットやメール等を利用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。具体的には，毎年度，P T Aとの協議により，実施要項を定め，計画的に実施する。
- ・ 学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を，学校ホームページや学校だよりによって，保護者，地域の方々へ周知する。
- ・ 本校の「児童生徒による故郷復興プロジェクト」において，「自分たちが地域のためにできること」をテーマに，児童による地域へのボランティア活動，児童と地域の方々とは交流する内容を取り入れて実施する。具体的には，毎年度の故郷復興プロジェクトにおいて，企画・実施する。

⑤ 関係機関と連携するための取組

- ・ いじめを含めた児童の非行や問題行動などの未然防止，早期発見を図るため，地域における青少年健全育成事業などを，地域団体，地域の関係機関との協働により取り組む。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態とは

いじめの重大事態については，法第28条第1項に，次に掲げる場合として規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また，この場合の例として，次のようなものが考えられる。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

参考《重大事態の調査主体と調査組織》 市基本方針より

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

〔調査組織〕

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

4 その他の重要事項

本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。